

# C2-2024—政治・国際・人文

## 専門（記述式）試験問題

### 注意事項

1. 問題は**9科目（14題、30ページ）**あり、この問題集の**裏表紙**にコース別構成の詳細が記載されていますので、解答開始前によく読んでおいてください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
  - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
  - (イ) 問題**1題に1枚（両面）**を使用してください。
  - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。  
問題番号欄の記入については、裏表紙で確認してください。
  - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
	政治・国際・人文		

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合……………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

政治学、行政学、憲法、国際関係A、国際関係B、国際法、公共政策A、公共政策BはコースAの問題です。

コースAを選択した場合は、これらの問題から、**任意の2題を選択して解答**してください。

非民主主義国家を指す名称にはどのようなものがあるだろうか。全体主義、独裁、専制、あるいは王制といった名称が思い浮かぶかもしれない。ナチス・ドイツやスターリン体制下のソ連を総称して全体主義と呼ぶこともあるが、非民主主義国家の全てがこうした極端な形態をとるわけではない。現実に存在する様々な非民主主義体制をより包括的に捉えるために今日しばしば用いられるのは、権威主義という概念である。権威主義の定義は必ずしも定まっていないが、フランツは、「権威主義体制と民主主義体制とを分ける際立った要因は、政府が自由で公正な選挙で選ばれるか否かである」としている（エリカ・フランツ『権威主義』）。

冷戦の終結後、1990年代には、旧共産圏の多くの国が民主化の道を歩むかに見えた。2011年にチュニジアにおいて独裁政権が打倒されたことに端を発し、エジプトなど中東・北アフリカ諸国においても民主化の波が広がった。しかし、現在、こうした諸国の中には、再び権威主義的傾向を強めつつある事例も少なくない。

現代においては、権威主義体制と民主主義体制のいわば中間に位置するかに見える形態も存在する。部分的には民主的な制度を備えながら、あるいは民主的であるという外観を示しながら、実質的には独裁政治が行われている事例などがそれである。こうした体制を競争(競合)的権威主義や選挙権威主義といった名称で呼ぶこともある。

権威主義体制とはいかなるものかを深く理解することは、民主主義体制がいかなる条件によって維持されているかを確認することにもつながると言えよう。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 20世紀以降の権威主義体制の国の中から二つを選び、それらの特徴を示すことで、権威主義体制と民主主義体制とを分かつ制度的要件にはいかなるものがあるか論じなさい。
  
- (2) ある体制が民主主義的要素を後退させ、権威主義的傾向を強めることになるきっかけや要因として考えられるものについて、具体例を挙げつつ論じなさい。

## 行政学

政策の立案・実施を含む行政活動は、国民から徴収した税をはじめとする財源に支えられている。そのため、政府が立案・実施した政策や各種行政活動が、その原資となる財源に見合う結果や成果をもたらしたのかを自ら点検し、評価することは、政府が国民に対する説明責任を果たす上で極めて重要である。このような政策・行政の成果等を点検・評価する活動は、我が国を含む各国において幅広く展開されている。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 政策・行政の成果等を点検・評価するに際して、そのよって立つ基準については、様々なものが考えられる。先進諸国では、特に 1980 年代以降、政策・行政の成果等を点検・評価する上で重視されるようになった基準が複数存在することが指摘されている。これらの基準の内容について、それらが重視されるに至った背景や行政学における理論の動向に言及しながら、説明しなさい。
- (2) 我が国には、国と地方公共団体の双方において、政策・行政の成果等を点検・評価するための制度が存在する。このうち、国で実施されている複数の具体的な制度の中から任意の二つを取り上げ、それらを比較しながら、各々の特徴と課題について論じなさい。

## 憲法

次の架空の事例について、以下の設問に答えなさい。

### [事例]

一部のペット販売業者が、健康な育成にとって不適切な環境下で飼育された動物を消費者に販売することで、消費者の利益を害するおそれがあるとともに、動物愛護の気風に悪影響を与えるおそれがあることに鑑み、国は令和 X 年、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）を改正して、ペット販売業者に対する新たな規制を導入した。

従前は、動物の販売・保管等を業として行う者として登録を受けた「第一種動物取扱業者」のうち、犬、猫その他の環境省令で定める動物（以下「犬猫等」という。）の販売を業として営む者が犬猫等を販売する場合には、犬猫等を購入しようとする者に対して、あらかじめその事業所において、その犬猫等の現在の状態を直接見せるとともに、原則として対面により書面等を用いて適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供しなければならない旨が定められていた（法第 21 条の 4）。今次の改正法は、これに加えて、犬猫等の健康状態や飼育環境に関する知識等、獣医師に準ずる高度な専門的知見及び技能を持つ者が犬猫等を販売する事業所において確保されるようにするために、愛玩動物管理士という資格を新たに設け、第一種動物取扱業者で犬猫等の販売を業として営む者に対して、その事業所に愛玩動物管理士を常駐させ、これに上記の書面等による情報提供を行わせることを義務付けた（以下「本件規制」という。）。なお、本件規制の適用に当たっては、経過措置として 1 年間の猶予期間が定められた。

個人でペットショップを営む高齢の A は、本件規制により、自分のような個人の零細な販売業者にとっては、新たな資格を取得するためにペットショップの存続にも関わる過剰な負担が生じ得るし、そうでなくても犬猫等の販売業者一般に不合理な負担が発生すると考え、本当に本件規制に従わなければいけないのか、旧友の弁護士に相談した。その弁護士は、憲法第 22 条第 1 項との関係で本件規制の憲法適合性が問題となり得る旨を指摘した。

### [設問]

本件規制の憲法適合性について、本件規制を合憲と考える側の論拠及び違憲と考える側の論拠の双方について適切に言及し、また、必要に応じて判例・学説にも言及しながら、具体的に論じなさい。

(参考)

#### ○ 憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 (略)

## ○ 動物の愛護及び管理に関する法律（令和 X 年の改正前）

（目的）

第 1 条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（第一種動物取扱業の登録）

第 10 条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第 21 条の 4 において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第 22 条の 5 を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節（中略）において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（中略）の登録を受けなければならない。

2 （略）

3 第 1 項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。（中略））の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下略）

（販売に際しての情報提供の方法等）

第 21 条の 4 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

## 国際関係 A

21 世紀を迎えた国際関係においても様々な脅威が存在し、「安全保障」に関しては、それに関わる課題として様々な研究が行われるとともに、この概念も変容してきた歴史がある。

そこで、①20 世紀の二つの世界大戦を経て、「戦争の違法化」との関係で整備されてきた「安全保障」概念、並びに②冷戦終結以降の歴史文脈における脅威認識の変容に伴って現れた「安全保障」概念に関して、それぞれの概念の内容について説明した上で、①の概念についてはその運用の変容や課題を、②の概念についてはこれに対する評価や課題を論じなさい。

## 国際関係 B

次の英文は、戦後アジア・太平洋の国際関係を専門とする研究者による著作の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。

この英文の論点について、本文中で使用される用語を用いながら説明しなさい。その上で、冷戦期のアジア・太平洋における日米中関係の史的展開について、その基本構図と変容に言及しつつ、論じなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。



著作権の関係のため、掲載できません。

## 国際法

次の架空の事例について、以下の設問に答えなさい。

### [事例]

P 島においては、19 世紀以来、島全体を領域とする P 国が成立していた。ところが、1940 年代からの内戦を経て、1950 年代初頭に、P 島の半分において「Q 国」政府が、残りの半分において「R 国」政府が、それぞれ支配を確立し、現在に至っている。両「国」政府とも、P 島の全体が自「国」領であって、自「国」こそが P 国の承継国家である、と主張している。世界各国は、1980 年代までは「Q 国」か「R 国」かのいずれかのみを国家として承認していたが、1990 年代から両方を国家として承認する国が増え、1995 年には両国が同時に国際連合加盟を果たしている。しかし、A 国は、「R 国」のみを国家として承認し、「Q 国」を国家として承認しないことを明言している。もっとも、「Q 国」及び「R 国」の国連加盟を承認した国連総会決議は、A 国も出席する中、コンセンサスで採択されている。

2020 年に、A 国において、私人 X と私人 Y とが別々に「Q 国」を相手取って不法行為損害賠償訴訟を提起した。X は、A 国の  $\alpha$  市において「Q 国」の諜報機関に身柄を拘束され、「Q 国」に強制連行された後、脱出して A 国に帰国した、と主張した。Y は、A 国の  $\beta$  市において身柄を拘束されたと主張する点を除き、ほぼ同様の事実関係に基づく主張を行った。いずれの訴えについても、「Q 国」政府は主権免除を理由に出廷しない旨表明した。

$\alpha$  市の第一審裁判所は、「Q 国」は国際法上の国家であるとして主権免除に関する慣習国際法規則の適用を認め、さらに、本件身柄拘束と強制連行とはいずれも国家の主権的行為であるとして「Q 国」に免除を認め、X の訴えを退けた。X は上訴したが、第二審裁判所も同様の判決を下した。X は、A 国の最上級裁判所に上訴した。

$\beta$  市の第一審裁判所も、 $\alpha$  市の第一審裁判所判決と同様の理由に基づき、Y の訴えを退けた。ところが、Y の上訴を受けて審理した第二審裁判所は、「Q 国」は A 国政府により国家として承認されていないため主権免除は享有せず、いずれにせよ、本件身柄拘束や強制連行は国家の主権的行為ではなく、さらに、本件身柄拘束や強制連行につき主権免除を与えることは市民的及び政治的権利に関する国際規約第 14 条に反するため認められないと述べ、「Q 国」に損害賠償を命じた。「Q 国」は、第二審裁判所判決まで手続に参加していなかったが、この判決を受けて、主権免除を主張して A 国の最上級裁判所に上訴した。

A 国は、主権免除に関する法律を制定していない。A 国の裁判所は、慣習国際法及び条約の直接適用を認める判例法を確立している。

また、A 国と「Q 国」とのいずれも「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」を批准しているが、2024 年 4 月現在、同条約は発効していない。A 国は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の当事国である。

[設問]

以下の(1)、(2)の主張が両事件の最上級裁判所でされたとする。それぞれの主張について、その妥当性を論じなさい。

(1) 「Q国」はA国政府により国家として承認されていないため主権免除を享有しない。

(2) 仮に「Q国」がA国において主権免除を享有するとしても、本件身柄拘束及び強制連行については「Q国」に主権免除を認めることができない。

(参考)

○ **国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（国連国家免除条約）（未発効）**

第8条 裁判所における裁判手続への参加の効果

1 (略)

2 いずれの国も、次の(a)又は(b)のこのみをも目的として、裁判手続に参加し、又は他の措置をとる場合には、他の国の裁判所による裁判権の行使について同意したものと認められない。

(a) 免除を援用すること。

(b) (略)

3・4 (略)

第12条 身体の傷害及び財産の損傷

いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる作為又は不作為によって生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者が当該作為又は不作為を行った時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金銭によるてん補に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

○ **市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）**

第14条

1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。(以下略)

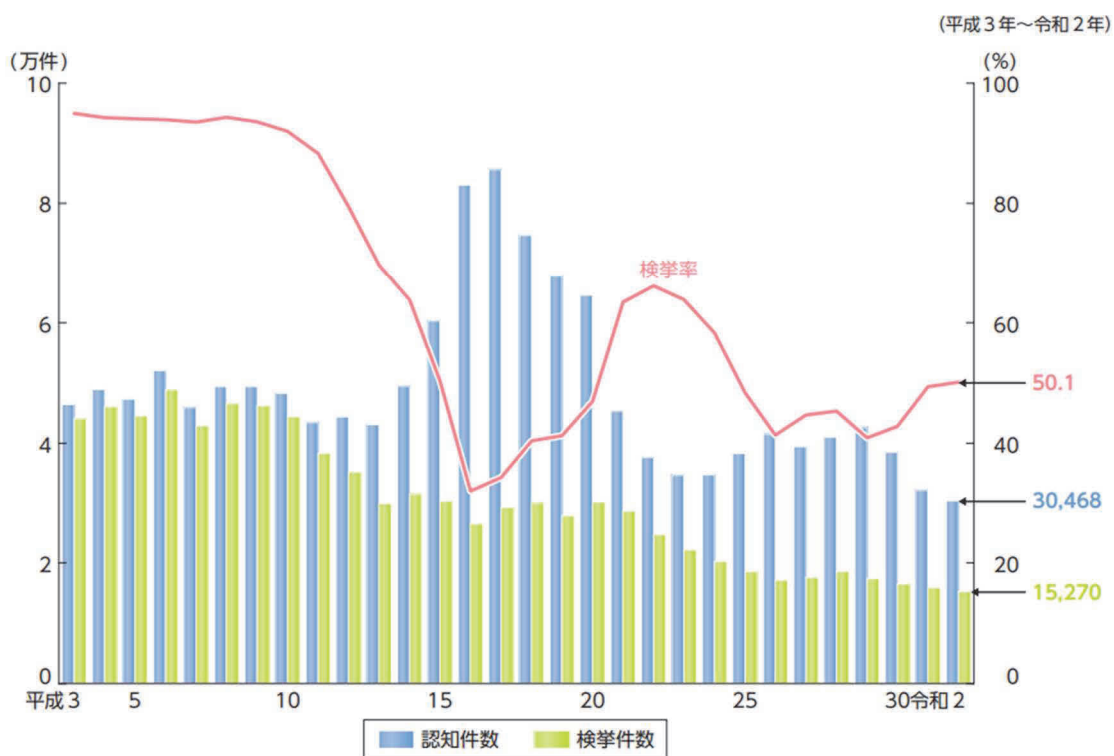
2~7 (略)

## 公共政策A

近年の日本における社会的課題の一つとして継続的に発生する詐欺被害があり、政府はこの問題への対策を進めてきている。参考情報1～5を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

- (1) 複数の参考情報のデータを比較し、日本の詐欺問題にどのような特徴が観察されるのかについて、具体的に三つ説明しなさい。
  
- (2) 詐欺問題への対策を考える上では、問題の構造的要因を考慮することもできる。一般に、政府による公共政策が要請される時は「市場の失敗」があると言われている。その要因としては、例えば、公共財、自然独占、情報の非対称性、負の外部性が考えられるが、①まず、これら四つの概念について、それぞれ適切な具体例を挙げつつその内容を説明しなさい。②次に、その四つのうちいずれが、近年の日本の詐欺問題の特徴に最も関連すると考えられるかについて、その理由とともに説明しなさい。
  
- (3) 詐欺問題に対応する政策手段としても、いくつかのアプローチが考えられる。以下の①、②、③のアプローチについて、それぞれのメリットとデメリットを説明しなさい。
  - ① 詐欺被害の拡大を抑制するために、政府は規制をより強化する。
  - ② 政府が詐欺に関する注意喚起を含めた情報提供を積極的に行う。
  - ③ インターネット上での不特定多数の対象者への情報配信の多さが問題視されることがあり、これに対して、「オプトイン方式」の情報提供設計を義務付ける。

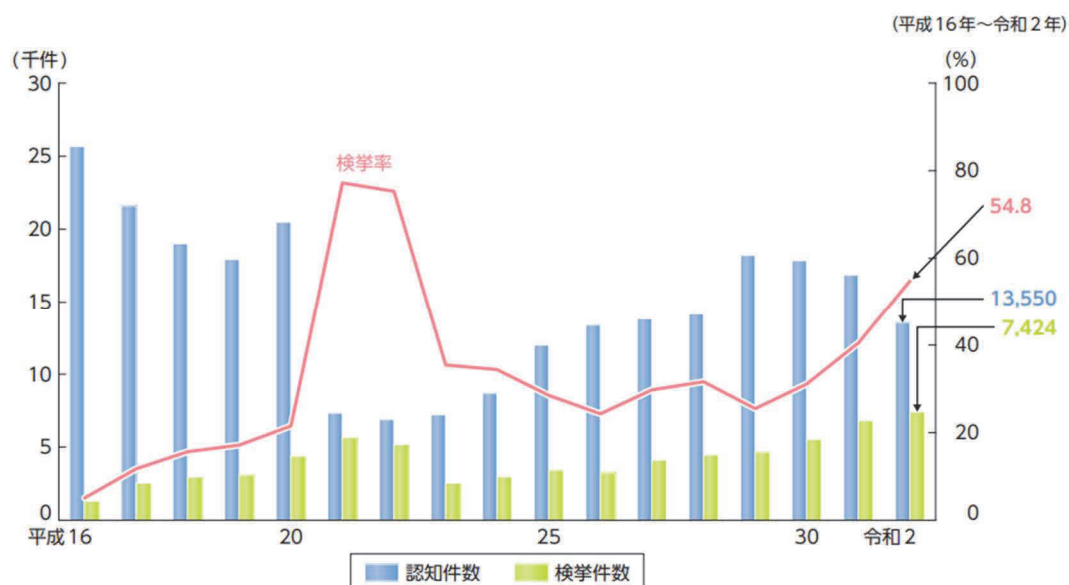
参考情報 1. 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 警察庁の統計による。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

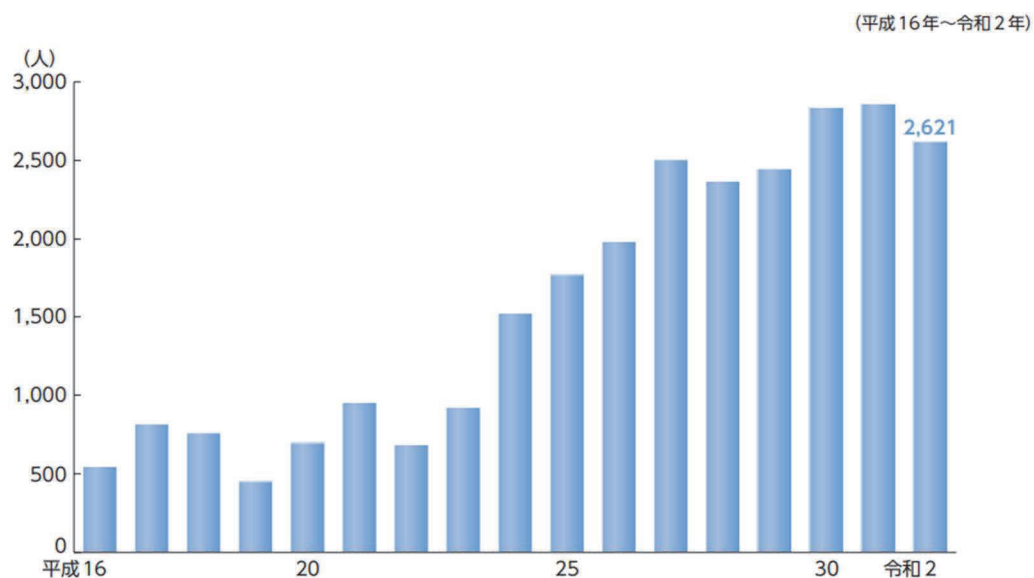
## 参考情報 2. 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 各数値は、次の類型の合計である。  
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺  
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺  
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺  
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗  
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺  
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、  
 検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。  
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

### 参考情報 3. 特殊詐欺 検挙人員の推移



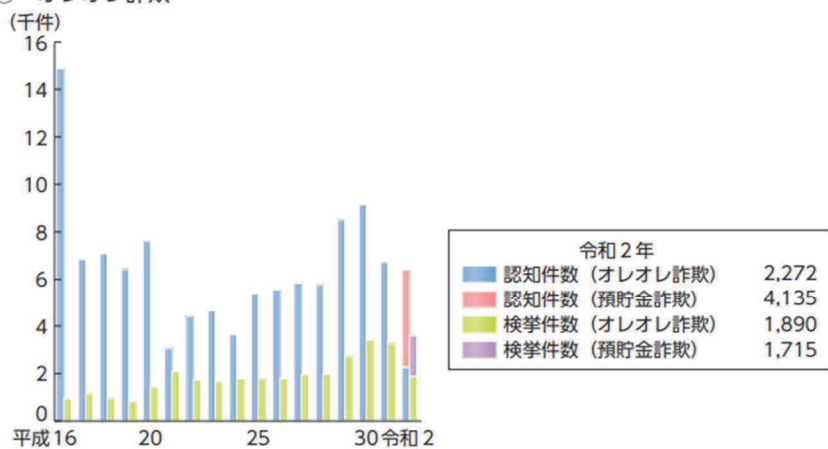
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 各数値は、次の類型の合計である。  
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺  
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺  
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺  
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗  
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺  
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、平成23年1月からの数値をそれぞれ計上している。  
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 参考情報 4. 特殊詐欺 認知件数・検挙件数の推移

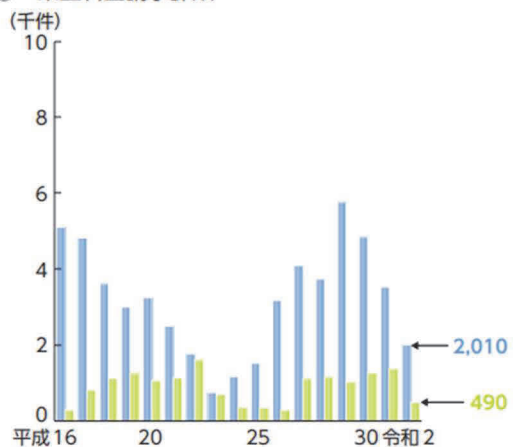
(平成16年～令和2年)

### ① オレオレ詐欺



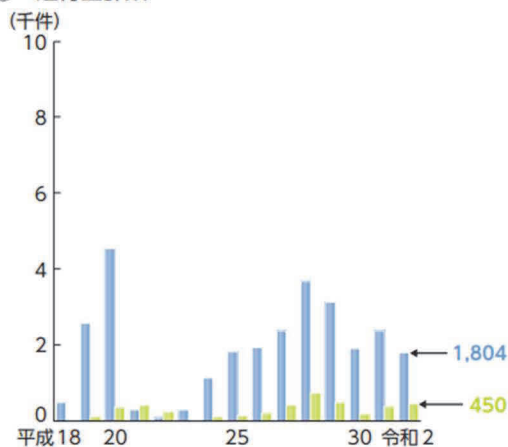
(平成16年～令和2年)

### ② 架空料金請求詐欺



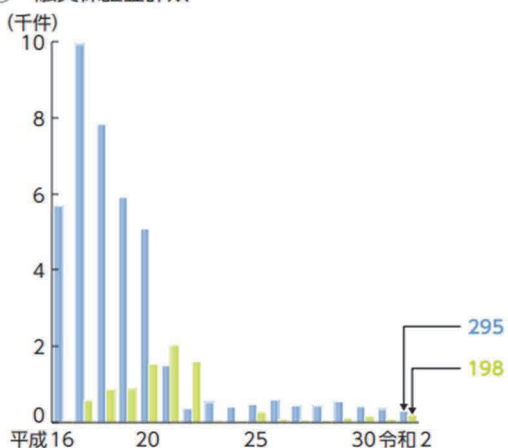
(平成18年～令和2年)

### ③ 還付金詐欺



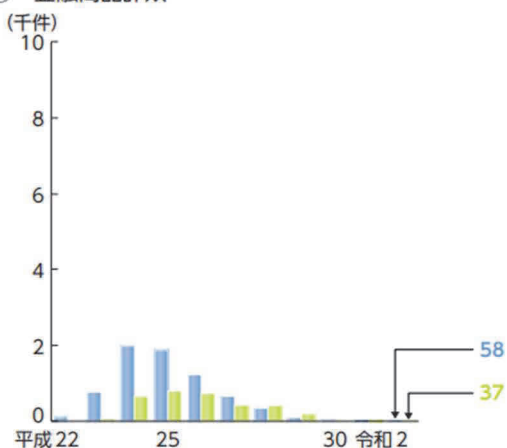
(平成16年～令和2年)

### ④ 融資保証金詐欺



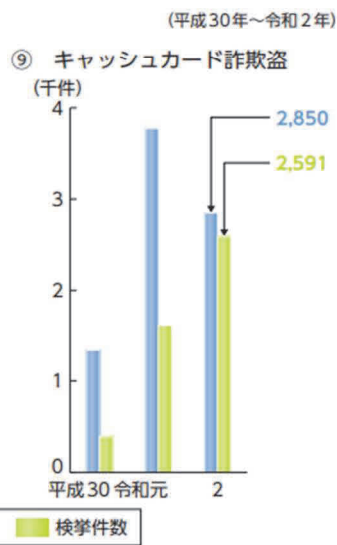
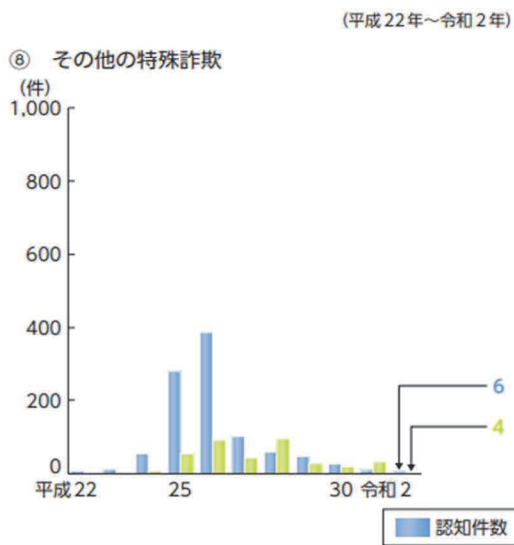
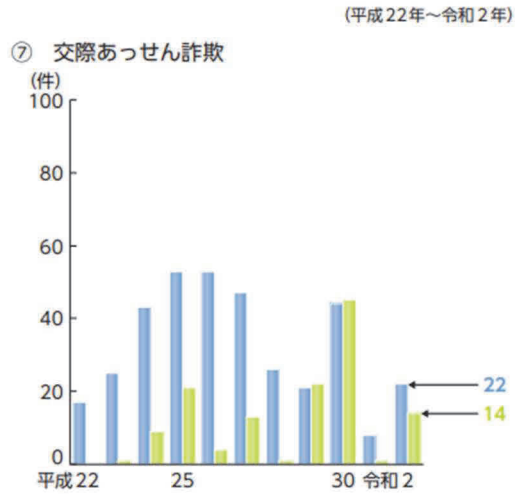
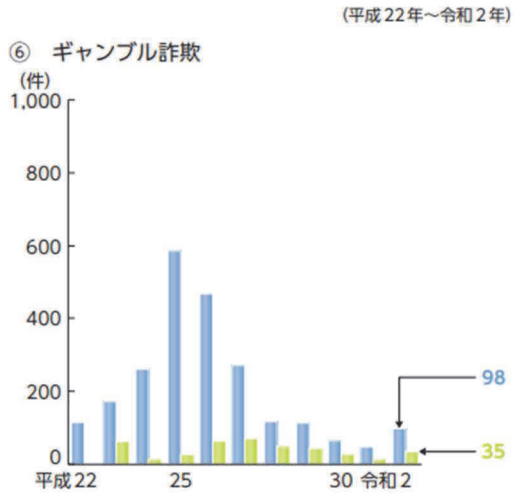
(平成22年～令和2年)

### ⑤ 金融商品詐欺



■ 認知件数 ■ 検挙件数





注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 参考情報 5. 特殊詐欺の種類

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
還付金詐欺	税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
その他の特殊詐欺	上記特殊詐欺の種類に該当しない特殊詐欺をいう。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取するものをいう。

注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 公共政策B

たばこの喫煙については、健康への悪影響等が指摘され、社会全体の医療費を増大させることも広く知られている。その一方で、たばこ税から得られる税収は毎年、2兆円前後の規模であり、重要な税源となっている。

たばこやたばこ税に関して、参考情報1～5を参照しつつ、以下の設問(1)～(5)に答えなさい。

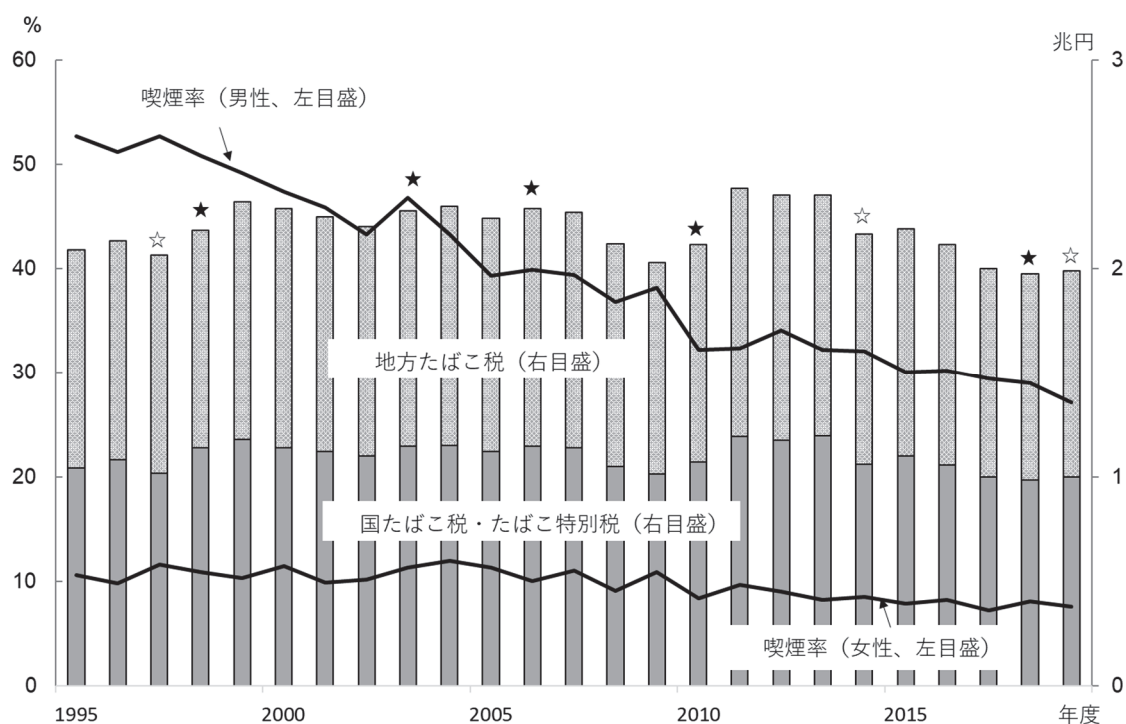
- (1) 参考情報1に示したように、たばこにかかる税負担の割合は、ほかの財・サービスにかかる消費税率をはるかに上回っている。その理論的な理由として何が考えられるか説明しなさい。
- (2) 参考情報2に示したように、喫煙率はとりわけ男性を中心に明確な低下傾向を示しているが、国・地方を合わせたたばこ税収は2兆円前後の規模でほぼ安定的に推移している。その理由として何が考えられるか説明しなさい。
- (3) たばこ税は国・地方双方にとって重要な税源であり、これからも維持すべきだとする主張もある。この主張の妥当性を検討するためには、どのような情報が必要になるか説明しなさい。
- (4) 喫煙者は非喫煙者に比べて疾病リスクが高いにもかかわらず、公的な医療保険の保険料率に差はないことから、喫煙者の保険料率を高く設定すべきだという主張がある。この主張について、理由や課題などを踏まえて論評しつつ、喫煙者の保険料率をどのように設定すべきか多角的に論じなさい。
- (5) 人々の健康増進や社会全体の医療費削減のためには、たばこの税負担をもっと高く設定すべきだという主張がある。この主張について、理由や課題などを踏まえて論評しつつ、その他の政策の可能性も考慮して、たばこの税負担をどのように設定すべきか多角的に論じなさい。

参考情報 1. たばこの税負担内訳（紙たばこ 1 箱 580 円商品の場合）

項目	税額（円）	価格に占める比率（％）
国たばこ税	136.0	(23.5)
地方たばこ税	152.4	(26.3)
都道府県たばこ税	21.4	(3.7)
市区町村たばこ税	131.0	(22.6)
たばこ特別税	16.4	(2.8)
消費税	52.7	(9.1)
合計	357.6	(61.7)

（出典）JT「たばこ税の仕組み」

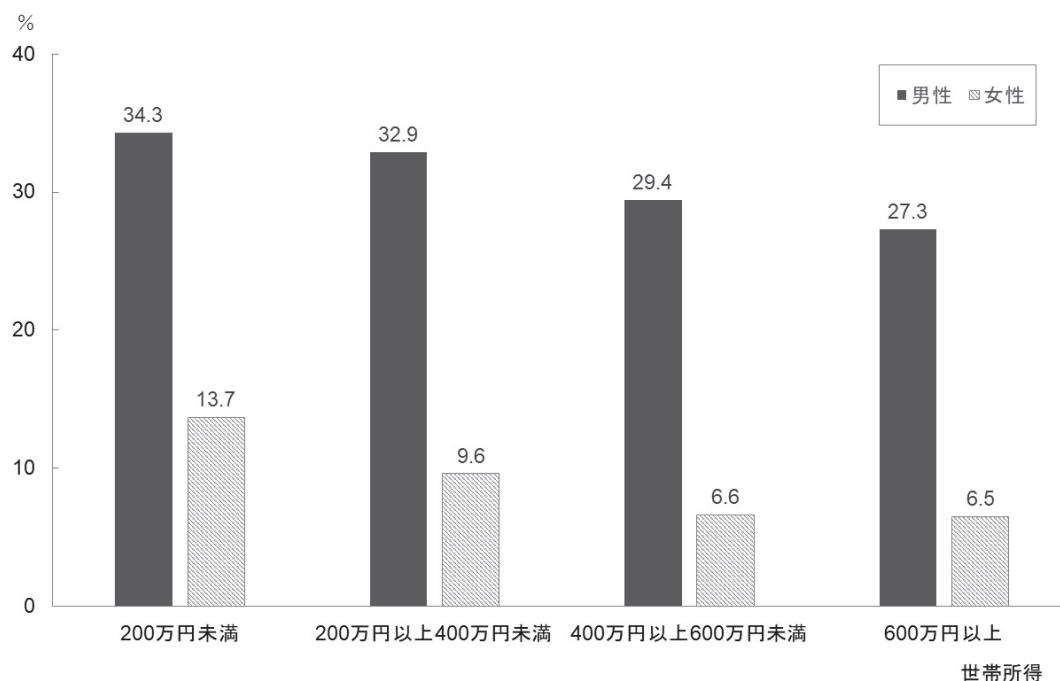
参考情報 2. 喫煙率とたばこ税収の推移



（注）★はたばこ増税、☆は消費税増税が実施された年である。

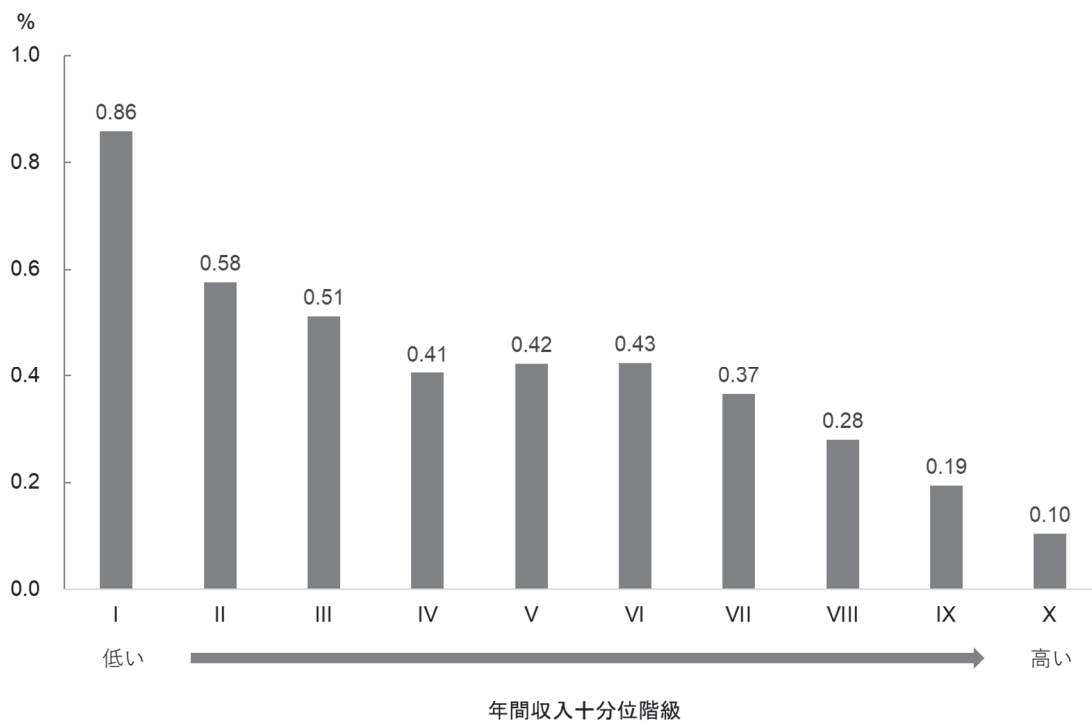
（出典）財務省「たばこ税に関する資料」、厚生労働省「国民健康・栄養調査」（各年）

参考情報 3. 世帯所得階級別に見た喫煙率（2018年）



（出典）厚生労働省「国民健康・栄養調査」（2018年）

参考情報 4. 世帯収入階級別に見たたばこ支出が収入に占める比率（2022年）

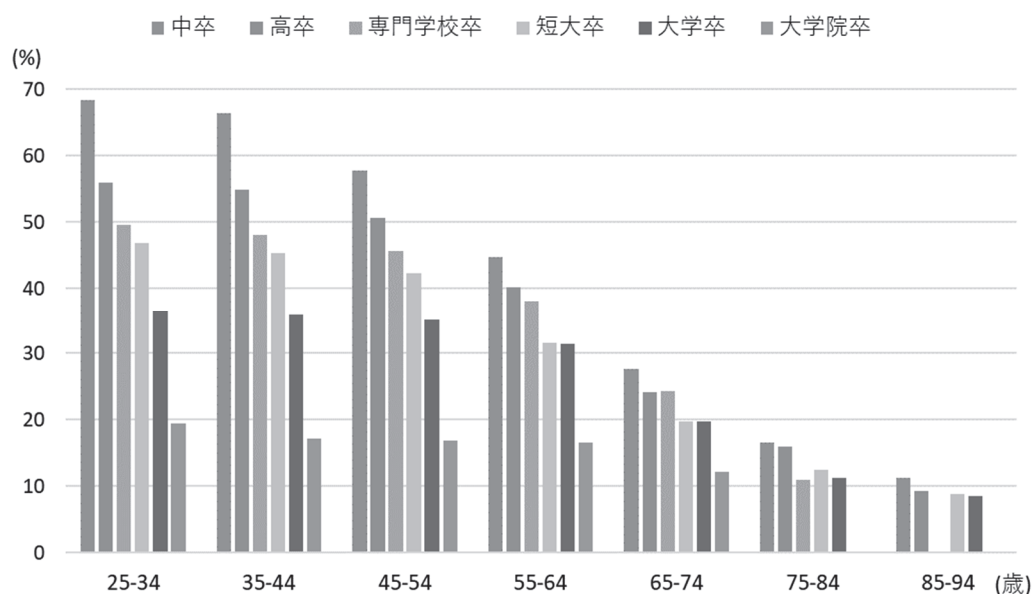


（注）総世帯ベースである。

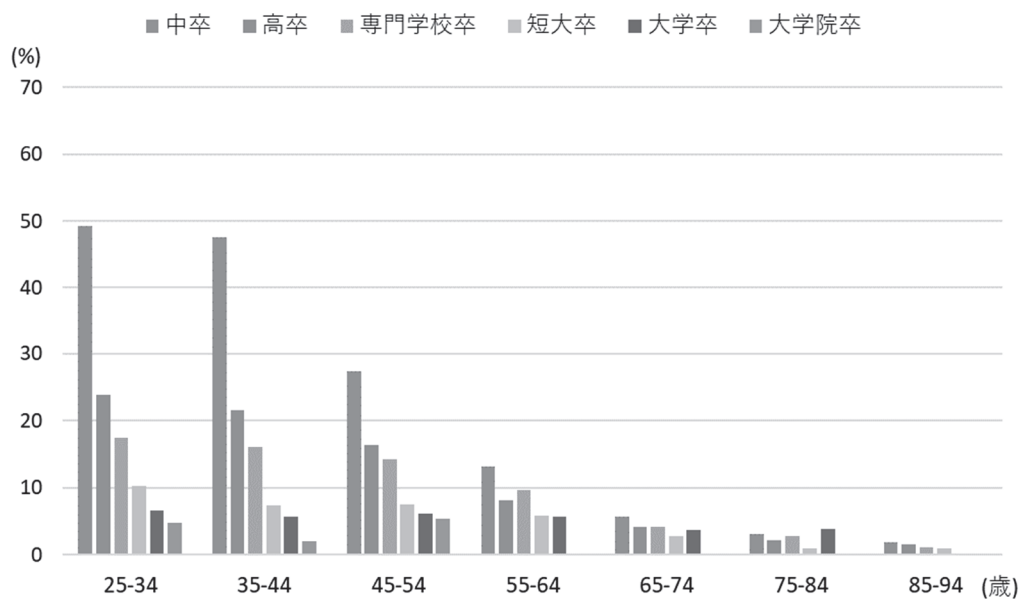
（出典）総務省統計局「家計調査年報」（2022年）

## 参考情報 5. 学歴別に見た喫煙率（2010年）

### ①男性



### ②女性



(注) データは、厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010)に基づく。

(出典) 田淵貴大(2016)「日本における喫煙の学歴格差」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『健康日本 21(第二次)の推進に関する研究平成27年度総括・分担研究報告書』

思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術BはコースBの問題です。

コースBを選択した場合は、これらの問題から、**任意の2題を選択して解答**してください。

## 思想・哲学A

ある命題（言明）が「真」とされる場合、それがなぜ「真」と言えるのか、そもそも命題（言明）が「真である」とはどういうことか、は重要な哲学の問いである。これに関する以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 一般に「真」とされている命題（言明）の例を三つ挙げ、それぞれが「真」とされる根拠を述べなさい。その際、できるだけ種類が異なると思われる例を選び、関連する哲学の議論にも触れなさい。なお、特定の哲学者の名前を挙げる必要はない。
- (2) 上記(1)の解答を踏まえつつ、そもそも命題（言明）が「真である」とはどういうことか、あなたの考えを述べなさい。



思想・哲学B

次の文章は、20 世紀後半に哲学者ジョン=ロールズが著し、学界の内外に大きな影響を与えた作品の日本語訳である。次の文章を読んで、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) 上記文章の内容を要約しなさい。
- (2) 上記文章の主題に関してロールズが提示した原理はよく知られている。その原理を簡潔に説明しなさい。
- (3) 上記文章に記されたロールズの見解についてあなたはどうか考えるか。現代社会の現実的問題にも関連させつつ論じなさい。

## 歴史学A

歴史に対する向き合い方は、様々なものが考えられる。高等学校の世界史教育に携わっている小川幸司は、近刊の著書『世界史とは何か』（2023年）において、歴史研究を含む人々の「歴史実践」には、次のA～Fの六層構造があるという見解を述べている。

著作権の関係のため、掲載できません。

以上を踏まえ、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 歴史上の事象を任意に選び、A及びBの観点に基づきながら具体的に説明しなさい。
- (2) 上記(1)で取り上げた歴史上の事象について、(1)の解答を前提とした上で、D、E、Fの観点にも留意しつつ、主としてCの観点から論じなさい。

## 歴史学B

16 世紀前半、国内において銀需要が高まった中国には、近隣の地域から銀が大量に流入するようになった。現代に続く世界の一体化（＝グローバル化）が始まった時代と言われる 16 世紀後半には、新たに遠隔地からも銀が流入すると同時に、中国を中心とする東アジア世界で国際交易が活発に行われた。17 世紀半ばまで続いたこの現象に関連して、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 16 世紀前半～17 世紀半ばに中国に銀が大量に流入した背景と、銀の流入が支えた東アジアにおける国際交易の展開について、同時代の中国の国内事情、日本を含む東アジアや東南アジアの動向及び世界の一体化の影響を踏まえて論じなさい。
- (2) 16 世紀後半に始まる「世界の一体化」以降に、銀と同じく国際商品として盛んに取引された任意の品を 1 点選び、その品が国際商品となった背景と経緯及び世界史上の意義を述べなさい。

文学・芸術A

次の文章は、森鷗外の小説『妄想』（明治 44 年）の一節である。作者森鷗外がモデルと思われる人物の回想の形がとられているが、執筆当時、鷗外は陸軍軍医総監、陸軍省医務局長の職にあった。次の文章を読んで、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) 上記文中の下線部(A)「fatalistisch な、鈍い、陰気な感じ」とはどのようなものか、その意味するところを説明しなさい。
- (2) 上記(1)の解答を踏まえた上で、主人公が上記文中の下線部(B)「本の空阿弥説」を唱えるに至った理由、さらにそれについてあなた自身はどのように考えるか、思うところを自由に述べなさい。

近代美術史の代表的作品である図1、2、3について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) 図1、2、3について、それぞれ、画家名、様式的特徴、主題などの基本的情報を記しなさい。
- (2) 図1、2、3はいずれも、伝統に対し、新たな視点を打ち出した作品である。上記(1)の解答を踏まえ、美術における既成の価値観の転換について自由に論じなさい。

## コース別構成の詳細

コース	問題構成	ページ
コースA (政治・国際系)	政治学、行政学、憲法、国際関係A、国際関係B、国際法、公共政策A、公共政策Bから任意の2題を選択して解答	1～21
コースB (人文系)	思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術Bから任意の2題を選択して解答	22～30

### 1. 解答方法

上表のコース(コースA、コースB)のうちいずれか一つを任意に選択し(専門(多肢選択式)試験で選択したコースと異なるコースを選択しても差し支えありません。)、**選択したコースで指定する方法に従って任意の2題を選んで**解答してください。

### 2. 答案用紙の記入について

問題番号欄には、以下の記入例を参考に、**選択したコースと解答した問題の別の二つを記入**してください。

- 「コースA」を選択し、「政治学」を解答する場合の記入例

問題番号 コースA 政治学
------------------

- 「コースB」を選択し、「思想・哲学A」を解答する場合の記入例

問題番号 コースB 思想・哲学A
---------------------